



ほうじん



公益社団法人 松山法人会



ヤング
クリエイター
大賞

第56回愛媛広告デザイン賞
「ヤングクリエイター大賞」が
決定!!

当会では今年度、愛媛県の受託事業として、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性『カジダン』の育成を目指し、男性の家事能力の向上と実践の促進を図るために様々な「男性の家事参画推進事業」を実施しています。

今回『カジダン』の周知と浸透を目的に商業デザインの登竜門「第56回愛媛広告デザイン賞『ヤング・クリエイター大賞』（愛媛新聞主催）」に広告を募集しました。35歳以下の若手デザイナー・学生から183点の応募があり、26点のカジダン広告の中から銅賞を含めて6点が入賞作品となりました。

『カジダン』が増えることで愛媛県の女性活躍の未来が拓け、少子化対策の強化を図る事ができればと考えています。（裏表紙にも作品を掲載しています）



課長も # コンペも # クライアントも
揚げ物ができる俺には
もう何も怖くない

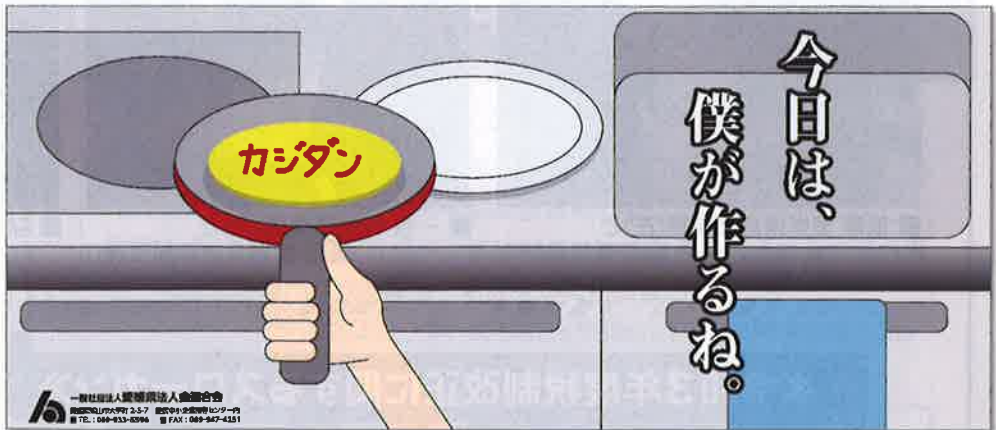
単身赴任 # 1年目
ほぼ卵かけご飯 # 時々焼き飯
カジダン

単身赴任 # 2年目
レジ本購入 # 少なくてなんだ
カジダン

単身赴任 # 3年目
唐揚げ # 揚げ物に挑戦 # もう何も怖くない
カジダン

一般社団法人 愛媛県法人会連合会

銅賞 檜垣歩里/デザイナー



特別協賛社賞 藤岡大輝/河原デザイン・アート専門学校

※「ヤング・クリエイター大賞」は（一社）愛媛県法人会連合会が特別協賛をしています。

・ヤングクリエイター大賞報告 P1	・愛媛県からのお知らせ P5
・税制改正提言活動報告 P2	・松山税務署からのお知らせ P6
・支部婚活事業報告 オンライン婚活イベント	... P3	・国税庁からのお知らせ P7
・事業継続力強化セミナー報告 P3	・ヤングクリエイター入選作品一覧 P8
・テレワーク導入の動向調査中間報告 P4		

令和3年度税制改正に関する提言活動報告

コロナに負けるな!中小企業の活力が地域経済を支える!

法人会活動の主要な事業である「税制改正提言活動」について、(公財)全国法人会総連合の税制委員会が取りまとめた『令和3年度税制改正に関する提言』を国や県下自治体の首長に対し提出しております。

松山法人会では、梅岡副市長をはじめとし愛媛県知事・県議会議員・地元選出国會議員の先生方に対して、それぞれ提言書を手渡し、地域企業の「生の声」をお伝えしました。

提言の主なものは消費税率の引き上げと軽減税率制度導入を踏まえた国の財政健全化について、社会保障制度とのバランス調整、中小企業の活性化に資する税制措置について、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設などがあげられますが、今回は特にコロナ禍において中小企業が事業継続するための措置について提言しています。

提言内容は、(公財)全国法人会総連合のHPでもご覧になれます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



■ 一色 税制委員長(左)と梅岡 松山市副市長(右)



■ 提言活動の様子



■ 戒能 愛媛県議会議員(左)と
一色 税制委員長(右)



■ 一色 税制委員長(左)と
高石 愛媛県総務部長(右)



■ ながえ孝子 参議院議員(左)と
岩丸 事務局長(右)

《令和3年度税制改正に関するスローガン》

○コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

○厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

「笑顔のめぐり愛 オンライン婚活イベント」カップル続々と!

今年度、えひめ結婚支援センターでは独自の「愛pre」機能と自宅等で参加できる「Zoom」を融合させた新しい婚活スタイル「愛pre×オンライン」イベントを実施しています。12月6日(日)は松山法人会 第12支部結婚支援イベント実行委員会が開催し、支部役員さんがカップル誕生を願い、椿神社にて恋愛成就セットを配りました。

そして、いよいよオンライン婚活がスタート! 水代実行委員長の挨拶後、実行委員の皆さんが婚活成功を祈願した様子をYouTubeで配信。更にZoomを使ってのチャットや気になるお相手とのト



椿神社にて当日受付の様子

オンライン婚活の様子



クタイムなど、オンラインだからこそできる盛りだくさんの内容で、参加者からも「楽しかった」「オンラインって簡単」「マスクをしないので相手の表情がよくわかる」など満足度の高いイベントとなりました。

支部役員を中心に実行委員の皆様の熱い企画・運営により14名中10名のカップルが誕生しました。



えひめ結婚支援センター
Ehime Marriage Support Center

お問い合わせ先

えひめ結婚支援センター

TEL : 089-933-5596 E-mail : office@msc-ehime.jp

FAX : 089-947-4251 PC用URL : https://www.msc-ehime.jp

企業の継続に向けて

令和2年11月26日に東京第一ホテル松山にて事業継続力強化セミナーをオンライン配信と同時開催しました。国がすすめる事業継続力強化計画の概要と、防災とは異なる経営戦略としての事業継続について、実例をまじえた法的な観点や安定経営のための財務分析の必要性を弁護士・税理士の専門家が解説し、好評をいただきました。

※当セミナーはAIG損害保険(株)との共催で開催しました。



オンライン配信の様子

テレワーク導入について県内企業の動向調査 愛媛働き方改革推進会議で中間報告

愛媛県における「働き方改革の推進」に向けた気運の醸成や、企業の抱える諸課題の解決を図るため、経済・労働団体、行政機関、金融機関で構成、法人会も参加している「愛媛働き方改革推進会議」（愛媛労働局主催）において、県法連が設けている「新たなワークスタイル推進プロジェクト」のリーダーを務める、愛媛大学社会共創学部 園田准教授から県内の会員企業約1,300社と県内企業に勤務する従業員300名に対してWEB等でアンケート調査を実施した集計結果の中間報告がなされた。

調査項目としては、コロナ禍におけるテレワーク等の導入・実施に関して、愛媛県の特徴や課題を明らかにするため、東京都と厚生労働省が行った調査との比較・分析を行っている。



主な状況

- 愛媛県においてテレワーク導入企業や実施したことがある従業員の割合は、全国に比較して10～15%ほど低く、やや導入が進んでいない状況にある
- 従業員数の少ない企業、従業員の平均年齢の高い企業では導入割合が低い。
- 導入しない理由として、適した仕事がない、情報漏洩への懸念、顧客対応、コミュニケーション面での支障がある等
- コロナ禍により緊急にテレワークを導入したとしており、導入した企業においては、相応の効果が発揮され、実施した従業員側も同様のメリットを感じている。
- 他方、コミュニケーションや勤務時間の管理等、未実施の企業が課題として挙げた事項が導入企業が直面している実際の課題として生じている。

テレワークの目的(効果)と課題、メリット・デメリットの上位5項目

【 】内の数値は「非常に効果があった」と「効果があった」の合計値

	企 業		従 業 員	
	目的【効果】	課 題	(コロナ予防以外の)メリット	デメリット
1	非常時の事業継続【効果あり81%】	勤務時間とそれ以外の時間の管理	通勤時間等の削減	社内コミュニケーションに支障
2	通勤時間等の削減【効果あり93%】	社内コミュニケーションに支障	定型的業務の生産性向上	勤務時間とそれ以外の時間の管理
3	育児中従業員への対応【効果あり76%】	情報漏洩の懸念	家族と過ごす時間の増加	顧客等外部対応に支障
4	通勤に支障ある従業員への対応【効果あり88%】	顧客等外部対応に支障	自律・自己管理的な働き方の表現	業務効率が低下
5	定型的業務の生産性向上【効果あり66%】	執務環境が整わない	育児との両立 / 業務への集中力の向上	長時間労働になりやすい

今後、ウィズコロナ的环境下、非常時の事業継続のためのテレワークから、一歩進んで、生産性の向上や多様な人材の確保等につなげていくために、特に、導入が進んでいない中小企業においてどのような対応が必要か企業のヒヤリングを実施し、好事例やうまくいかなかった事例等を個別に訪問調査し、来年2月中旬に公表することとしている。

愛媛県中小企業融資制度

新事業創出支援資金・事業承継支援枠 事業承継に向けた資金調達をサポートします。

県では、後継者不足、突然の事業承継等のため、事業継続の困難な中小企業者等から、当該事業を承継する者（親族、従業員、第三者等）に対し、円滑な事業承継を目的に、融資を行います。

融資対象者	県内に居住又は県内に事業所を有する中小企業者等であって、県内で、信用保証協会の定める対象業種に属する事業を承継しようとする者（事業承継後5年未満の者を含む）のうち、下記のいずれかに該当される方。 (1) 経営承継円滑化法第12条第1項に規定する知事の認定を受けた者 (2) 後継者不在等により事業継続が困難となっている会社又は個人事業主から、事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者 (3) 国が実施する事業承継補助金の交付決定を受けた者 (4) 事業承継特別保証を利用して事業承継を図る者
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、(4)に該当する者については、借換資金も対象
融資限度額	1億円（ただし運転・借換5,000万円）
融資期間	運転・借換資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置1年以内）
融資利率	1.50%
保証料率	0.00% ← 保証料補助実施中
担保・保証人	必要に応じて徴求 ただし、(4)に該当する者については、保証人は不要
申請書類	(1) に該当する者：経営承継円滑化法に基づく知事の認定書の写し (2) に該当する者：県の定める「事業承継計画書」※1 (3) に該当する者：補助金の交付決定書の写し (4) に該当する者：事業承継特別保証の申請に必要な書類 他にも添付書類の必要な場合があります。
申込み先	伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

※1 事業承継計画書（様式第6号の2）

<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/documents/yoshiki6-2.doc>

融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、県の事業確認は、融資を保証するものではありません。

詳細は県経営支援課（089-912-2481）またはお近くの取扱い金融機関、県信用保証協会（089-931-2111）にお問い合わせください。

中小企業者向け融資制度については県ホームページでも情報提供しています。
<http://www.pref.ehime.jp/h30300/1624/taisaku.html>

▶ スマホではじまるスマート申告！

いつでもどこでも、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。

作成した申告書データはそのまま e-Tax を利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※1 スマホから e-Tax をする場合は、マイナンバーカードか ID・パスワードが必要となります。

※2 ID・パスワードは、税務署で即日発行します（申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。）。

※3 マイナンバーカードを使って e-Tax をする場合は、スマートフォンがマイナンバーカードの読み取りに対応している必要があります（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。）。

国税庁ホームページ



▶ 確定申告会場は、令和3年2月16日（火）開設！

○ 開設期間 令和3年2月16日（火）から3月15日（月）（土日祝日を除く）

※ 2月21日（日）及び2月28日（日）は、確定申告の相談、申告書の受付を行います。

※ 2月15日以前は、確定申告会場を設置しておりませんので、ご注意ください。ただし、作成済みの申告書等の提出は受け付けております。

○ 開場時間 9：00～17：00（受付8：30～16：00）

※ 会場の混雑状況により16：00以前であっても受付を終了させていただく場合があります。

○ なお、確定申告会場の混雑緩和のため、会場の入場には「入場整理券」が必要です。

整理券は各会場当日配付するほかLINEで事前発行します。

また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

国税庁LINE公式アカウント



※ 会場駐車場には限りがあり、駐車場に入るまで大変時間がかかります。会場周辺の道路も渋滞し、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけいたしますので、申告会場へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

▶ 確定申告電話相談センター開設！

○ 開設期間 令和3年1月18日（月）から3月15日（月）まで（土日祝日を除く）

「確定申告電話相談センター」で所得税・贈与税・消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

ご利用される方は、松山税務署の代表電話（089-941-9121）にお電話いただき、自動音声案内に従い、「0」を選択してください。

なお、確定申告電話相談センターでは、2月21日（日）及び2月28日（日）も電話相談を行っております。

あなたの確定申告をサポートします

確定申告により「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税など）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページに「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■お役立ち情報の収集・申告書の作成！

確定申告特集ページの①「[確定申告書等の作成はこちら](#)」から申告書を作成することができます。

また、給与所得者の皆様方に向けては、②「[ふるさと納税をされた方へ](#)」、③「[医療費控除を受ける方へ](#)」などの情報も掲載しています。

なお、申告書の作成手順などは、④「[動画で見る確定申告](#)」をチェックいただき、ご質問は、⑤「[税務相談チャットボット](#)」に相談することもできます。



◇ 寄附金控除
（ふるさと納税）



◇ 医療費控除

【確定申告特集ページトップ画面】



※ 開発中の画面のため、変更になる場合があります。

■「スマホ」で e-Tax！

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンがあれば、ご自宅で申告書の作成から e-Tax（ネット申告）による送信（提出）ができて便利です。

また、マイナンバーカードなどをお持ちでない方も、税務署から発行された e-Tax 用の ID・パスワードで e-Tax ができます。



↑ 確定申告特集
ページはこちら



■確定申告が必要な方

次のような方は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。

【申告が必要な例】



◇ 副業の利益
（ネットオークション）
（フリーマーケット）



◇ 2以上の勤務先
からの給与所得



◇ 暗号資産の売却等
による利益



◇ 金地金の売却益



◇ 競馬などの公営
競技の払戻金に
よる利益

（注）年末調整において配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けている方で、配偶者の方が確定申告を行った場合には、その控除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

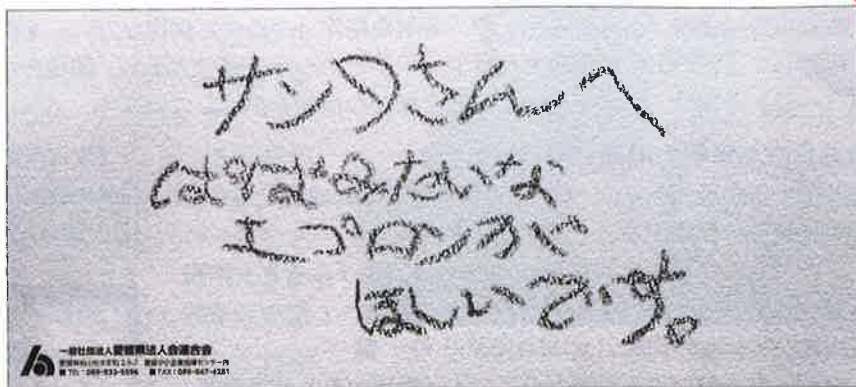
■確定申告会場にお越しになる方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、会場に入場するためには「[入場整理券](#)」が必要です。詳しくは、⑥「[確定申告会場にお越しになる方へ](#)」をご覧ください

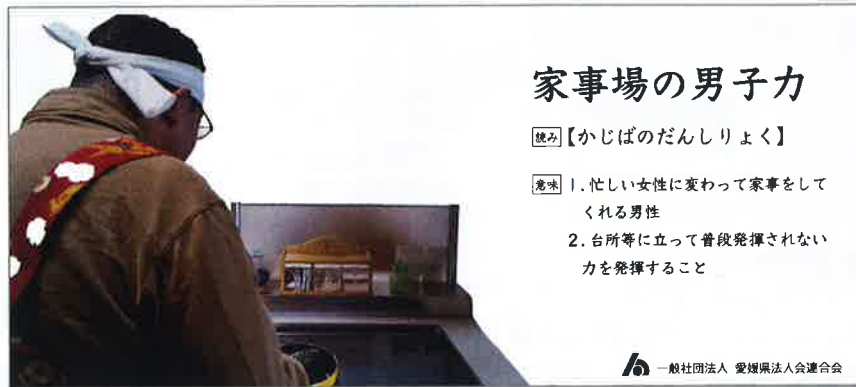
詳しくは ⇒ [確定申告](#) [検索](#)

第56回愛媛広告デザイン賞

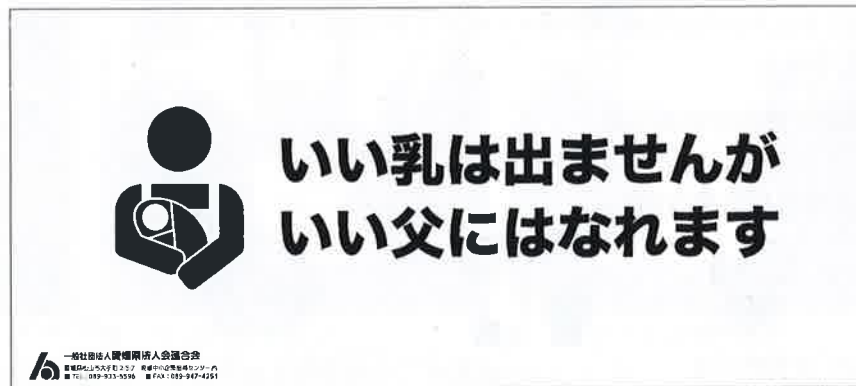
「ヤングクリエイター」大賞 入選作品



村上夢香/河原デザイン・アート専門学校



高本明日香/河原デザイン・アート専門学校



外田ゆめの/河原デザイン・アート専門学校



初めてもらった、娘からの似顔絵。

藤野貴大/デザイナー